

○草加市人権推進審議会条例

昭和48年12月27日

条例第54号

改正 昭和53年3月31日条例第1号

昭和57年6月28日条例第15号

平成11年12月22日条例第27号

(題名改称)

平成14年9月25日条例第33号

(題名改称)

(設置)

第1条 本市の人権推進事業の推進を図るため、草加市人権推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平14条例33・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が行う人権推進事業に関し必要な事項を審議する。

(平14条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民代表者

(平11条例27・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平11条例27・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理するとともに、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条の事務を遂行するため、審議会に専門部会を置くことができる。

(平14条例33・追加)

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(平14条例33・旧第7条繰下)

(関係者の出席)

第9条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・全改、平14条例33・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・一部改正、平14条例33・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第15号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱され、又は任命される委員から適用する。

(1)から(10)まで 略

(11) 第22条の規定による改正後の草加市同和対策審議会設置条例の規定

附 則（平成14年条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の草加市同和対策審議会条例の規定により委嘱された委員は、改正後の草加市人権推進審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、改正前の草加市同和対策審議会条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。